

(仮称)宇治川太閤堤跡歴史公園整備運営事業の実施方針(変更)に関する質問回答

実施方針(変更)に関する質問回答

No.	タイトル	頁	数	(数)	(数)	加	数	質問の内容	回答
1	業務範囲	4	1	(1)		イ		維持管理・運営費用の算出に必要なになるので、史跡ゾーンの建築図・設備図など詳細資料は募集要項等公表時に開示していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	史跡ゾーンの設計図面等の詳細資料については、募集要項等の公表時に可能な限り開示いたします。
2	植栽維持管理業務 (1)	4	1	(1)			4)	「 1 修景茶園の植栽維持管理業務は、市の指定する茶業関係団体と連携することを想定している。」とありますが、平成27年8月14日公表の実施方針に関する質問回答No.18・19では「一部委託する」「連携にかかる費用負担は事業者とする」とありますが、今回の入札に費用を含めることになるとお考えですので、市の指定する茶業関係団体を開示してください。	修景茶園の維持管理業務については、宇治市茶生産組合との連携を想定しており、現在調整を進めています。なお、連携方法の詳細については募集要項等で記載します。
3	植栽維持管理業務 (1)	4	1	(1)			4)	一部委託の業務の範囲は市の指定でしょうか。	委託の業務範囲については事業者の提案に委ねる予定です。
4	駐車場運営業務	4	1	(1)		イ	5)	8「駐車場の目途が立った場合は、管理運営を事業範囲に含めることがある。」との記載がございますが、目途が立つ時期はいつ頃を想定しておりますでしょうか。	現在、宇治橋周辺での駐車場の確保を含めて観光バスのアクセス方法について検討している状況であり、大型車の駐車場に係る具体的な要件等を提示できる段階ではございませんが、本事業の事業範囲に含めるかどうかについては募集要項等の公表までに判断する予定です。なお、詳細については募集要項等で記載します。
5	大型車の駐車場	4	1	(1)		イ		「駐車場の目途が立った場合は、管理運営を事業範囲に含めることがある。」とありますが、事業者選定期間中（平成29年9月下旬募集要項等の公表～平成30年2月上旬提案書の提出期限）に目途が立った場合は、今回のプロポーザルに駐車場管理運営を含めた提案をする必要があるのでしょうか。	No.4を参照ください。
6	駐車場運営業務 (8)	4	1	(1)			5)	「駐車場の目途が立った場合は、管理運営を事業範囲に含めることがある。」とありますが、駐車場は利用料金制を想定されていますか。その場合、料金徴収方法を機械式駐車場か人的による料金回収がどちらでしょうか。	No.4を参照ください。

No.	タイトル	頁	数	(数)	(数)	加	数)	質問の内容	回答
7	駐車場運営業務 (8)	4	1	(1)			5)	「駐車場の用途が立った場合は、管理運営を事業範囲に含めることがある。」とありますが、駐車場を機械式駐車場とする場合、駐車場設備機器の設置並びに保守点検はどちらが行う想定でしょうか。	No.4を参照ください。
8	サービス対価の支払い	5	1	(1)		ウ		維持管理に対するサービス対価は提案で提示した全ての費用を供用開始から事業期間終了までの間にSPCに支払うという理解でよろしいでしょうか。また、支払いは事業期間中均等割りでしょうか。支払い条件を開示してください。	ご理解のとおりのお支払い条件とする予定です。詳細は募集要項等で記載いたします。
9	事業スケジュール (予定)	5	1	(1)		エ		要求水準書(案)の公表時期を教えてください。	要求水準書は、募集要項等の公表時(平成29年9月下旬予定)に公表いたします。
10	事業スケジュール	6	1	(1)		エ		平成30年10月から修景茶園の維持管理が開始となっておりますが、設計・建設の業務範囲は公であるため、維持管理開始までには公による設計・建設が完了しているという理解でよろしいでしょうか。	修景茶園は概ね整備が完了しておりますが、茶園内の園路や覆下小屋等の整備については歴史公園の供用開始までに市が整備を行います。よって、既に整備が完了している部分は契約締結直後から維持管理業務を開始することになりますが、茶園内の園路や覆下小屋等については、整備完了後に順次維持管理業務を開始していただくこととなります。なお、維持管理業務の開始時期については、募集要項等に記載いたします。
11	本施設の 供用開始準備	6	1	(1)		エ		供用開始準備とはどのような業務を想定されていますか。	本事業の運営業務を供用開始日より円滑に実施するために必要となる人員の配置、教育訓練、業務計画の策定等の業務を想定しています。
12	本施設の引渡し	6	1	(1)		エ		本施設の引渡しは平成33年3月末日でしょうか。	本施設の引渡し日は、平成33年3月末を期限として想定しています。
13	行政財産使用料	6	1	(1)		カ		貸付に伴う貸借料(mあたりの月額もしくは年額・税抜)を開示してください。	賃借料は宇治市行政財産使用料条例に基づいて算定する予定です。詳細は募集要項等に記載いたします。
14	応募者	9	2	(4)		ア		SPC管理業務を担う企業がSPCから直接業務を直接受託する企業は、応募者に含まれる、との認識でよろしいでしょうか。	SPCから業務等を直接請負う又は受託する企業は、応募者となります。
15	各業務にあたる者の要件	11	2	(4)		イ		SPC管理業務を担う企業の参加資格要件は、P10. 一般的要件に該当すれば、個別の資格要件はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	各業務にあたる者の要件	11	2	(4)		イ		「応募者のうち、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務にあたる者、それぞれ次の要件を満たすこと。」とありますが、維持管理業務にあたる者についての記載がありません。維持管理業務にあたる者については、ア 一般的要件を満たしていればよいということでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	タイトル	頁	数	(数)	(数)	加	数)	質問の内容	回答
17	選定委員会の設置	12	2	(5)				選定委員会及び委員構成を非公開とする理由を教えてください。	選定委員会で審査する提案書は、事業者のノウハウや創意工夫が含まれていることから、公開されることで各事業者の事業活動上の正当な利益を害する恐れがあるため、選定委員会を非公開としています。 また、委員構成についても、公平・公正な審査環境を確保する観点から非公開としています。
18	選定委員会の設置	12	2	(5)				選定委員が非公開であるため、選定委員とは知らず、選定委員に接触し相談を行い、提案に反映した場合でも失格とはならない、との理解で宜しいでしょうか。	不正な働きかけ・接触を行ってないと市が判断した場合には、参加資格を有することとします。
19	施設要件等	15	4	(2)				事務室には貴市の職員が常駐する予定はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	施設要件等	15	4	(2)				観光交流センター延べ面積について、概ね2,300㎡とは、どの程度の範囲が許容範囲でしょうか。(± %等)	観光交流センターの延べ床面積については、本市が想定する面積の概数であり、要求水準書で提示する施設の性能を満足する限りにおいて、事業者の提案に委ねる予定です。
21	物価変動リスク	20						別紙2リスク分担表(案)について、物価変動リスクの主な負担者がSPCのみとなっている理由を教えてください。	施設整備費の費用超過を防止するリスク管理については、SPCが最もよく管理することができることから、SPCのリスク分担としています。なお、通常の範囲を超える物価変動に対する措置は募集要項等に記載することを想定しています。